重要事項説明書

記入年月日	2025/7/1
所属・職名	マネジメント本部

1 事業主体概要

点 新·	(ふりがな) にほんろんぐらいふかぶしきがいしゃ						
名称	日本ロングライフ株式会社						
主たる事務所の所在地	〒 530−0015						
土だる事務別の別任地	大阪市北区中崎西2丁目4番12号 梅田センタービル25階						
	電話番号/FAX番号		06-6373-9136 / 06-6373-9197				
連絡先	メールアドレ	ノス	okyakusama@i-longlife.co.ip				
	ホームページアドレス		"https://www.j-longlife.co.jp				
代表者 (職名/氏名)	代表取締役		/ 炭本 健				
設立年月日	平成	19年12月17日					
主な実施事業	有料老人ホーム						

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) らびあんろーずりょくちこうえん					
4个	ラビアンローズ緑地公園					
届出・登録の区分	有料老人ホー	ーム設置時の老人福祉法第29	条第1項に	こ規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付(一般	² 型特定施設入居者生活介護を持	是供する場	湯合)		
所在地	〒 561−08	875				
別は工程	豊中市長興寺	ទ 北3丁目1番40号				
主な利用交通手段	阪急宝塚線	「曽根」駅より徒歩15分				
	電話番号		06-6854-8104			
連絡先	FAX番号		06-6854-8105			
	ホームページアドレス		"https://www.j-longlife.co.jp/ryokuchi/			
管理者 (職名/氏名)	管理者		/	小上屋 楓華		
開設日/届出受理日・登録 日 (登録番号)	平成	20年5月1日	/	平成	20年3月24日	

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号		2774003996	所管している自治体名	豊中市指定介護保険特定施設 (一般型特定施設)
特定施設入居者生活介護指 定日	平成	20年 5 月 1 日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号		2774003996	所管している自治体名	豊中市指定介護保険特定施設 (一般型特定施設)
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成	20年 5 月 1 日		

3 建物概要

	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動	更新	あり		
土地	賃貸借契約の期間	平成	17年3月2	25日		~	令和	17年3月2	24日
	面積		1, 100. 9	m²					
	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動	更新	あり		
	賃貸借契約の期間	平成	17年3月2	25日		~	令和	17年3月2	24日
	延床面積	1,	823.40	㎡(うち有	料老人ホーム	部分	1	, 823. 40	m²)
建物	竣工日	平成	17年3月1	10日		用途区分	·	有料老人	、ホーム
建物	耐火構造	耐火建築物	Ø		その他の)場合:			
	構造	鉄筋コンク	リート造		その他の	場合:			
	階数	4	階	(地上	4	階、地階		階)	
	サ高住に登録して	いる場合	、登録基	準への適	合性				
	総戸数	43	戸	届出又は	登録(指定)	をした5	室数	43室	-(43室)
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相 部屋の定員数等)
	一般居室個室	0	0	0	0	0	30. 47∼61. 05㎡	7	
	介護居室個室	0	0	×	×	0	18. 00∼18. 72 m²	36	
居室の 状況	一時介護室	0	0	×	×	0	12. 28 m²	1	
1/(1/L									
	共用トイレ	3 か所		うち男女	うち男女別の対応が可能なトイ		ィレ	0	か所
	大用下イレ			うち車椅子等の対応が可能なし		トイレ 3 か所		か所	
	共用浴室	大浴場	1	か所	個室	4	か所		
	共用浴室における介 護浴槽	チェアー 浴	1	か所			か所	その他:	
	食堂	3	か所	面積	183. 3	m²	入居者や家族	医が利用 しんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	あり
共用施設	機能訓練室	3	か所	面積	183. 3	m²	できる調理語		8 9
	エレベーター	あり(車	倚子対応)		1 か所		か所		
	廊下	中廊下	1.8	m	片廊下	1. 2	m		
	汚物処理室		3	か所					
	取名译却壮黑		あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	緊急通報装置	通報先	事務所		通報先から	居室までの	到着予定時間		徒歩1~2分
	その他								
	消火器	あり	自動火災報	知設備	あり	火災通報	設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場合(改善予定						
	防火管理者	あり	防災計画		あり	避難訓練の)年間回数	2	口

4 サービスの内容

(全体の方針)

運行	営に関する方針		入居者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った指定特定介護施設入居者生活介護の提供に努めるとともに、事業の実施に当たっては地域との結びつきを重視し、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、常に入居者の家族と連携を行い、交流の機会を確保するよう努めます。			
サービスの提供内容に関する特色			お客様一人ひとりの個性や背景を尊重し、日々よりよいシニアライフを送っていただけるようにサポートします。そして、お客様の「ずっと自分らしく生きたい」という当然の欲求に応えるため「楽しみ」からライフスタイル全般まで、そのプログラムや環境をアレンジしながらプロデュースする全人的ケアを目指します。			
各-	サービスの提供形態					
	サービス種類	提供形態	委託業者名等			
	入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施				
	食事の提供	自ら実施・委託	エルケア株式会社			
	調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	株式会社イクロス			
	健康管理の支援 (供与)	自ら実施・委託	けやきクリニック			
	上記サービスの提供内容		「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり			
	状況把握・生活相談サービス	自ら実施・委託	けやきクリニック			
	提供内容		・診療科目:内科 ・訪問診療:内科 2週間に1回 緊急時は随時 ・健康チェック ・健康相談 ・機能回復訓練			
	サ高住の場合、常駐する者					
	健康診断の定期検診	自ら実施・委託	けやきクリニック			
	提供方法	•	年2回実施の機会を設けます。			
虐征	待防止に関する方針		・虐待防止に関する責任者は管理者とし、従業者に対し虐待防止研修を定期的に実施しています。 ・入居者及び家族等に苦情解決体制を整備しています。 ・研修及び会議で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行っています。 ・職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。			
身仆	体的拘束に関する方針		入居者を身体拘束いたしません。ただし、やむを得ず拘束を行う場合であっても、ご本人及びご家族の了承を得た上で、拘束が必要な理由及び行った期間を明確にするとともに、改善案を検討いたします。また、職員は身体拘束禁止の研修に参加し、身体拘束を行わないサービスに取り組みます。			

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特 定施設サービス計画等の作成		介護が必要となり介護保険法により、要支援または要介護認定を受けられた入居者 は、弊社と特定施設入居者生活介護利用契約及び介護予防特定施設入居者生活介護利 用契約を締結していただき、介護サービスを受けていただきます。 介護保険のご利用を希望される方は、お申し付けいただけたならば申請手続の代行を 責任をもって行います。					
日常	食事の提供及び介助	② 居室において があると認められ る場合、居室内に	① 原則として一日三食の食事をレストランにて提供いたします。 ② 居室において調理設備を利用して自炊される場合、自炊が衛生上また健康上問題があると認められる場合は、自炊の中止を申し入れることがあります。また、自炊する場合、居室内に設置されている調理器具以外の使用を禁止いたします。 ③ レストランで食事をとられる場合、決められた時間内に食事を済ませてください。				
生活上	入浴の提供及び介助		自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴(全身浴・部分浴)の介助や 清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。				
上の世	排泄介助	介助が必要な利用	者に対して、ト	·イレ誘導、排泄の	介助やおむつ交換を行います。		
話	更衣介助	介助が必要な利用	者に対して、上	- 着、下着の更衣の	介助を行います。		
	移動・移乗介助	あり	介助が必要な和 行います。	利用者に対して、国	室内の移動、車いすへ移乗の介助を		
	服薬介助	あり	介助が必要な和 い、服薬の確認		己剤された薬の確認、服薬のお手伝		
機	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応 を行います。	, ,,,,,,,	, , ,	などの日常生活動作を通じた訓練		
能訓	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応練を行います。	じて、集団的に	こ行うレクリエーシ	ョンや歌唱、体操などを通じた訓		
練	器具等を使用した訓練	なし					
そ	創作活動など	あり					
0)	健康管理	ナースコールシステム、ドクターやナースによる健康管理システム(ナースによる常時のバイタルチェックとドクターの月2回以上の訪問診療等)により、体調の変化等、もしものときもご安心いただけます。					
施設の	利用に当たっての留意事項	管理規定 第4章参照					
その他	1運営に関する重要事項						
短期利 供	用特定施設入居者生活介護の提	なし					
		個別機能訓練加算		なし			
		ADL維持等加算		なし			
		夜間看護体制加算		あり			
		協力医療機関連携	加算(※)	あり			
		看取り介護加算		あり			
		入居継続支援加算		なし			
特定協		生活機能向上連携	加算	なし			
	サービスの体制の有無	若年性認知症入居者	受入加算	なし			
※ 1		科学的介護推進体制	加算	なし			
「相談	」医療機関連携加算(I)は、 そ・診療を行う体制を常時確保	口腔・栄養スクリ	ーニング加算	なし			
	発急時に入院を受け入れる体制を している場合」に該当する場合を	退院・退所時連携	加算	あり			
指し、	「協力医療機関連携加(Ⅱ)」 協力医療機関連携加算(Ⅰ)」以	退居時情報提供加	算	あり			
	3万 区 原 機 民 産 場 加 昇 (1) 」 5 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	高齢者施設等感染	対策向上加算	なし			
		生産性向上推進体	制加算	なし			
		新興感染症等施設	療養費	なし			
		認知症専門ケア 加算		なし			
		サービス提供体 制強化加算		なし			
		介護職員等処遇 改善加算	(II)	あり			
人員面	2 置が手厚い介護サービスの実施	あり		<mark>戦員の配置率)</mark> : 1 ↓	以上		

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助				
	その他の場合:				
	名称	けやきクリニック			
	住所	大阪府箕面市小野原西6-13-34			
協力医療機関	診療科目	内科			
	物力中容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり		
	協力内容	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり		
新興感染症発生時に連携する医療機関	名称				
利央心朱炡允王时に圧扬する区別域因	住所				
	名称	医療法人敬優会 松本歯科医院			
拉 4 花式 15 時機 BB	住所	大阪府門真市垣内町7-7			
協力歯科医療機関	協力内容	訪問診療、急変時の対応			
	励刀パリ合	その他の場合:			

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	一時介護室へ利	多る場合					
八石仮に石里を任み省える場口				その他の場合:			
判断基準・手続について	において居住する 者の意思を確認 時介護室へ移っ	けることを医師が 忍し、契約者及び っていただきます	お一人の方が病気等により一般居室 危険とあると判断した場合、ご入居 身元引受人の意見を聴いた上で、一 なお、お身体が回復し一般居室で 般居室に戻っていただきます。				
追加的費用の有無		なし	追加費用				
居室利用権の取扱い	居室利用権の取扱い			。一時介護室で介護を行う場合の費 利用料に含まれており、追加の費用			
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容				
	面積の増減	あり	変更の内容	面積の減少			
	便所の変更	あり	変更の内容	便所なし			
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更	あり	変更の内容	浴室なし			
に削り位主といは保り友文	洗面所の変更	なし	変更の内容				
	台所の変更	なし	変更の内容	台所なし			
	その他の変更	なし	変更の内容				

入居後に居室を住み替える場合	介護居室へ移る	る場合				
		<mark>その他の場合:</mark>				
判断基準・手続について	心身の状態の変化により、その状態に応じ居室を移動することが適 切であると認められる場合、ホームが指定する医師の意見を聴き、 入居者、契約者及び身元引受人の同意を得た上で、居室を変更する ことがあります。					
追加的費用の有無	あり	追加費用				
居室利用権の取扱い		転居後の居室に	こ移転します。			
前払金償却の調整の有無		あり	調整後の内容			
	面積の増減	あり	変更の内容	面積の減少		
	便所の変更	なし	変更の内容			
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更	あり	変更の内容	浴室なし		
作用い位主との11年の25天	洗面所の変更	なし	変更の内容			
	台所の変更	あり	変更の内容	台所なし		
	その他の変更	あり	変更の内容			
7		その他				
入民後に民室を住み基える場合		ての他				
入居後に居室を住み替える場合			事業者運営の他	ホームへの転居		
入居後に居室を住み替える場合 判断基準・手続について		その他の場合: 心身の状態の3 切であると認め	変化により、その められる場合、ホ 者及び身元引受人			
		その他の場合: 心身の状態の3 切であると認る 入居者、契約者	変化により、その められる場合、ホ 者及び身元引受人	の状態に応じ居室を移動することが適 、一ムが指定する医師の意見を聴き、		
判断基準・手続について		その他の場合: 心身の状態の3 切であると認る 入居者、契約3 することがあり	変化により、その かられる場合、オ 者及び身元引受人 ります。 追加費用	の状態に応じ居室を移動することが適 、一ムが指定する医師の意見を聴き、 、の同意を得た上で、他ホームへ転居		
判断基準・手続について 追加的費用の有無		その他の場合: 心身の状態の変切であると認め 入居者、契約すすることがあり	変化により、その かられる場合、オ 者及び身元引受人 ります。 追加費用	の状態に応じ居室を移動することが適 、一ムが指定する医師の意見を聴き、 、の同意を得た上で、他ホームへ転居		
判断基準・手続について 追加的費用の有無 居室利用権の取扱い	面積の増減	その他の場合: 心身の状態の3 切であると認め 入居者、契約3 することがあり あり 変更後の居室に	変化により、その められる場合、は 者及び身元引受人 ります。 追加費用 こ移転します。	の状態に応じ居室を移動することが適 、一ムが指定する医師の意見を聴き、 、の同意を得た上で、他ホームへ転居		
判断基準・手続について 追加的費用の有無 居室利用権の取扱い	面積の増減 便所の変更	その他の場合: 心身の状態の3切であると認め入居者、契約3することがあり 変更後の居室にあり	変化により、その かられる場合、対 者及び身元引受人 ります。 追加費用 こ移転します。 調整後の内容	の状態に応じ居室を移動することが適 ベームが指定する医師の意見を聴き、 の同意を得た上で、他ホームへ転居 未償却期間の入居一時金及び前払い家賃の差額		
判断基準・手続について 追加的費用の有無 居室利用権の取扱い 前払金償却の調整の有無		その他の場合: 心身の状態の変切であると認め入居者、契約にすることがあり 変更後の居室にあり	変化により、その かられる場合、対 者及び身元引受人 ります。 追加費用 こ移転します。 調整後の内容 変更の内容	が状態に応じ居室を移動することが適 ベームが指定する医師の意見を聴き、 の同意を得た上で、他ホームへ転居 未償却期間の入居一時金及び前払い家賃の差額 増加減少あり		
判断基準・手続について 追加的費用の有無 居室利用権の取扱い	便所の変更	その他の場合: 心身の状態の類切であると数約することがあり 変更後の居室にあり あり	変化により、その かられる場合、水 者及び身元引受人 ります。 追加費用 こ移転します。 調整後の内容 変更の内容 変更の内容	の状態に応じ居室を移動することが適 ベームが指定する医師の意見を聴き、 の同意を得た上で、他ホームへ転居 未償却期間の入居一時金及び前払い家賃の差額 増加減少あり 便所なしの場合あり		
判断基準・手続について 追加的費用の有無 居室利用権の取扱い 前払金償却の調整の有無	便所の変更 浴室の変更	その他の場合: 心身の状態の変切である、契約にすることがあり 変更後の居室にあり あり	変化により、そのからいる場合、水 がらいではなりである。 造加費用 こ移転します。 調整後の内容 変更の内容 変更の内容	が状態に応じ居室を移動することが適 ベームが指定する医師の意見を聴き、 の同意を得た上で、他ホームへ転居 未償却期間の入居一時金及び前払い家賃の差額 増加減少あり 便所なしの場合あり 浴室なしの場合あり		
判断基準・手続について 追加的費用の有無 居室利用権の取扱い 前払金償却の調整の有無	便所の変更 浴室の変更 洗面所の変更	その他の場合: 心身の状態の変切である、シャンのである、シャンののである。 とがあり 変更後の居室 にあり あり あ	変化により、そのかられる場合、大力のられる場合、大力を対す。 追加費用 こ移転します。 調整後の内容 変更の内容 変更の内容 変更の内容 変更の内容 変更の内容	の状態に応じ居室を移動することが適 ベームが指定する医師の意見を聴き、 の同意を得た上で、他ホームへ転居 未償却期間の入居一時金及び前払い家賃の差額 増加減少あり 便所なしの場合あり 浴室なしの場合あり 洗面所なしの場合あり		

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立、要支援、要	介護			
留意事項	原則として満65歳以上の方。ユニットケアタイプの場合は、要支援または要介護認定 を受けていらっしゃる方に限らせていただきます。				
契約の解除の内容	入居契約書第4章の規定により対応させていただきます。				
事業主体から解約を求める場合	解約条項		入居契約書 第27条		
ず未工件がの解析で水のも物口	解約予告期間		6ヶ月		
入居者からの解約予告期間	1	か月			
体験入居			1泊2日(食事付) 11,000円(消費税込) 2泊3日(食事付) 22,000円(消費税込)		
入居定員	50	人			
その他					

5 職員体制

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)			
		合計			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
			常勤	非常勤		
管理	者	1	1	0	0.5	介護職員
生活	相談員	2	1	1	1	介護職員・計画作成担当者
直接	処遇職員	16	7	9	11.8	
	介護職員	14	6	8	10	管理者・生活相談員
	看護職員	2	1	1	1.8	
機能	訓練指導員	1	0	1	0.2	
計画	作成担当者	1	1	0	0.5	生活相談員
栄養	士	0	0	0	0	
調理	員	6	0	6	3	
事務	員	0	0	0	0	
その	他職員	0	0	1	0.1	
1週	間のうち、常勤	の従業者	が勤務する	べき時間数		時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計	備考		
		常勤	非常勤	油 芍
社会福祉士	0	0	0	
介護福祉士	7	0	7	
介護福祉士実務者研修修了者	3	3	0	
介護職員初任者研修修了者	3	2	1	
介護支援専門員	0	0	0	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計				
		常勤	非常勤		
看護師又は准看護師	1	0	1		
理学療法士	0	0	0		
作業療法士	0	0	0		
言語聴覚士	0	0	0		
柔道整復士	0	0	0		
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0		
はり師	0	0	0		
きゅう師	0	0	0		

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間(19:30時 ~ 7:30時)						
	平均人数		最少時人数(宿直者・休憩者	等を除く)		
看護職員	0	人	0	人		
介護職員	2	人	1	人		
生活相談員	0	人	0	人		
		人		人		

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用が開	契約上の	職員配置比率	2.5:1以上	
用者に対する看護・介護職員 の割合 (一般型特定施設以外の場 合、本欄は省略)	実際の配 (記入日	置比率 時点での利用者数:常勤換算職員	2.2 : 1	
		ホームの職員数	人	
外部サービス利用型特定施設料老人ホームの介護サービス		訪問介護事業所の名称		
(外部サービス利用型特定施 場合、本欄は省略)	設以外の	訪問看護事業所の名称		
777 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

(職員の仏法)											
		他の職務	との兼務				あり				
管理者		業務に係る 資格等		あり	資格等の名称		介護職員初任者研修修了者				
		看護	職員	介護職	线員	生活村	目談員	機能訓絲	東指導員	計画作	成担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年 者数	度1年間の採用	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
前年 者数	度1年間の退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
た業職務	1年未満	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
員の人数に従事し	1年以上 3年未満	0	0	2	3	0	1	0	0	0	0
た経験	3年以上 5年未満	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
年数に応	5年以上 10年未満	0	1	0	3	1	0	0	1	1	0
Ü	10年以上	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
備考											
従業	者の健康診断の	実施状況		あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式			
		選択方式			
利用料をの支払いまず		選択方式の内容		一時金プ	ラン
利用付金の又担い分式	利用料金の支払い方式		式を全て選	年払プラ	ン
		択		月払プラ	ン
年齢に応じた金額設定		なし			
要介護状態に応じた金額説	定	なし			
入院等による不在時におけ	る利用料金	なし			
(月払い) の取扱い		内容:			
利用料金の改定	条件	入居契約書第14条記載の通り			
利用作型の以上	手続き	入居契約書	第14条記	載の通り	

(代表的な利用料金のプラン)

		マンションタイプ	ユニットケアタイプ
入居者の状況	要介護度	自立・要支援・要介護	要支援・要介護
八百有 少认仇	年齢	65歳以上	65歳以上
	部屋タイプ	一般居室個室	介護居室個室
	床面積	$30.47\mathrm{m}^2\sim61.05\mathrm{m}^2$	$18.00\mathrm{m}^2\sim 18.72\mathrm{m}^2$
	トイレ	あり	あり
居室の状況	洗面	あり	あり
	浴室	あり	なし
	台所	あり	なし
	収納	あり	あり
入居時点で必要な費用	前払金(家賃、介護サー ビス費等)	3,100万円~6,200万円	1,800万円
月額費用の内訳			
家賃		※ 1	% 1
食費		2,788円(日額)	84,000円(月額)
管理費		178, 200円~193,600円	166, 100円
光熱水費		実費	管理費に含む
状況把握・生活相談サービス費		管理費に含む	管理費に含む
特定施設入居者生活。	介護の費用(※)	別添3・4のとおり	別添3・4のとおり
介護保険外サービスの	の費用	別添2のとおり	別添2のとおり

備考 ※1 月払プランご利用時のみ、214,200円~738,000円(非課税) ※2 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。) ※3 食費・管理費は消費税込

(利用料金の算定根拠等)

(利用料金の昇定根拠等)	
家賃	事業費(施設の開発費・土地代・建設費・大規模修繕等修繕費・借入利息、管理事務費等)、土地・建物の賃借料等
敷金	家賃のか月分
双亚	解約時の対応
前払金	入居一時金は、想定居住期間 (7年間) の家賃総額と想定居住期間を超えて本件契約が継続する場合に備えて事業主体が受領する金額の合計額であり、施設 (居室及び共用施設) を終身にわたって利用するための家賃相当額に充当します。老人福祉法第29条第8項において受領が禁止されている権利金又は対価性のない金品に該当しません。
食費	〈ユニットケアタイプ〉 1人 月額84,000円(消費税込) 7日間以上連続して不在の場合は、日額2,800円(消費税込)を返金いたします。 〈マンションタイプ〉 1人 日額2,788円(消費税込) (内訳)朝食:588円 昼食:1,100円 夕食:1,100円 食事のキャンセルは2日前までにお知らせ下さい。キャンセルによる返金については内訳単価で計算し、翌々月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に返金します。
管理費	共用施設の水道光熱費、居室の水道光熱費(ユニットケアタイプのみ)、 共用施設の備品・消耗品、建築維持管理(メンテナンス・クリーニング等)、 フロントサービス費、24時間緊急時対応、生活の助言・相談、レクリエー ション費(一部別途個人費用負担の場合あり)、自立の入居者であっても疾 病等による一時的な家事援助や介護(ただし医師の判断が必要。期間:疾病 等から30日以内。管理規定参照)
状況把握及び生活相談サービス費	管理費に含みます。
光熱水費	<コニットケアタイプ> 管理費に含まれます。専用居室の電話代及び通信費、NHK受信料等は別途実 費負担となります。 <マンションタイプ> 専用居室の水道光熱費は実費負担。専用居室の電話代及び通信費、NHK受信 料等も別途実費負担となります。
上乗せ介護費(介護保険外)	介護基準を超えるケアサービスに対する料金で、介護度によって料金が異なります。入院時には介護保険同様に生活支援サービス料は発生いたしません。また、月内に介護度の変更があれば日割り計算にて計算し請求いたします。 要支援 $1=0$ の円 要支援 $2=17,600$ 円 要介護 $1=19,800$ 円 要介護 $2=22,000$ 円 要介護 $3=35,200$ 円 要介護 $4=39,600$ 円 要介護 $5=44,000$ 円 (1人月額 消費税込)
介護保険外で個別の希望等に基づき提供されるサービス (介護保険外)	「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の 介護サービス (上乗せサービス)	上掲
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

(別仏並の文明) 次別が	仏金を受領していない場合は省略	
算定根拠		事業費(施設の開発費・土地代・建設費・大規模修繕等修繕費・借入利息、管理事務費等)、土地・建物の賃借料等
想定居住期間(償却年)	月数)	84ヶ月
償却の開始日		入居日(入居契約書第3条第1項記載の 通りの入居予定日又は入居者の現実の 入居日のいずれか早い方の日をいう)
想定居住期間を超えて 償却額)	契約が継続する場合に備えて受領する額(初期	入居一時金の25%に相当する額
初期償却額		同上
	入居後3月以内の契約終了	
返還金の算定方法	1 1人入居の場合 (1) 追加負担金の支払がない場合 入居一時金から、1日当たりのを額(八居一日として償却月数で割り返した額)に丙の名(2) 追加負担金の支払がある場合 入居一時金と追加負担金の支払がある場合 入居一時金と追加負担金の支払がある場合 入居一時金と追加負担金の支払がある場合 (1) 追加入居負担金の支払がない場別を乗じた (2) 追加入居自世金の支払がない場別を乗じた (2) 追加入居自世金の支払がない場別を乗じた (1) 追加入居一時金の多数。1日間 はまでの日数での自動りを乗して (2) 追加入居の場合(1) 対して は は は は ま す ま す	【居日(家賃償却起算日)から契約終了 質当たりの家賃に丙の入居日(家賃償却 に金額を差し引いた金額 (追加入居一時金のうち返還対象部分 た額)に追加入居者の入居日(家賃償却 に追加入居者の入居日(家賃償 での日数を乗じた金額 いら、1日当たりの追加家賃に追加入居 了日までの日数を乗じた金額を差し引い を賃総額×(84ヶ月一入居経過月数)÷ 割計算し、その余の月は月割計算す 場の場合 日から丙が65歳に達する日が属する日が 日は1ヶ月を30日として日割計算し、そ)の家賃総額 その余の月は月割計算す の家賃総額×(84ヶ月一入居経過月 割計算し、その余の月は月割計算す の年齢が65歳以上の場合)の家賃総額 その余の月は月割計算す の年齢が65歳未満の場合 目が属する月から追加入居者が65歳に この年齢が65歳未満の場合
前払金の保全先	5 全国有料老人ホーム協会	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

	65歳未満	0 人
左	(65歳以上75歳未満 75歳以上85歳未満 85歳以上 自立 要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 6か月未満 6か月以上1年未満 1年以上5年未満 5年以上10年未満 10年以上	1 人
十一图7万门		9 人
	85歳以上	19 人
	自立	0 人
	要支援1	2 人
要介護度別	要支援2	2 人
	要介護1	4 人
	要介護2	7 人
	要介護3	4 人
	要介護4	6 人
	要介護5	4 人
	6か月未満	1 人
	6か月以上1年未満	3 人
入居期間別	1年以上5年未満	16 人
	5年以上10年未満	5 人
	10年以上	4 人
喀痰吸引の必要	早な人/経管栄養の必要な人	人 人
入居者数		29 人

(入居者の属性)

性別	男性		1	人	女性		28 人
男女比率	男性	3.4 %		女性	96.6 %		
入居率	69.8	%	平均年齢	87. 9	歳	平均介護度	2. 6

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	0 人
	社会福祉施設	0 人
退去先別の人数	医療機関	0 人
	死亡者	1 人
	その他	0 人
		0 人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
生前解約の状況		人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		ラビアンローズ緑地公園 苦情相談窓口 (管理者)				
電話番号 / FAX		06-6854-8104 / 06-6854-8105				
	平日	9:00~18:00				
対応している時間	土曜	9:00~18:00				
	日曜・祝日	9:00~18:00				
定休日	•	なし				
窓口の名称 (設置者)		日本ロングライフ(㈱ お客様相談室				
電話番号 / FAX		0120-550-294				
	平日	9:00~18:00				
対応している時間	土曜	9:00~18:00				
	日曜・祝日	9:00~18:00				
定休日	•	なし(1/1を除く)				
窓口の名称(有料所管庁)		豊中市福祉部長寿社会政策課				
電話番号 / FAX		06-6858-2838 / 06-6858-3146				
対応している時間	平日	8:45~17:15				
定休日		土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)				
窓口の名称 (サ高住所管庁)		話して安心、困りごと相談 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)				
電話番号 / FAX		06-6858-2815 06-6854-4344				
対応している時間	平日	9:00~17:15				
定休日		土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)				
窓口の名称 (豊中市健康福祉サービス苦情調整	(委員会)	大阪府国民健康保険団体連合会				
電話番号 / FAX		06-6949-5418				
対応している時間	平日	9:00~17:00				
定休日		土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)				
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		豊中市福祉部長寿安心課				
電話番号 / FAX		06-6858-2866 / 06-6858-3611				
対応している時間	平目	8:45~17:15				
定休日		土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	東京海上日動火災保険㈱
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	総合賠償責任保険加入
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	死亡、傷害、生産物	共に一事故につき限度1億円
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		あり	の場合		
利用者アンケート調査、意見 箱等利用者の意見等を把握す	4. N		実施日		入居後3ヵ月後
る取組の状況	(2) 1)			なし	
			結果の開示	開示の方法	法
		あり	の場合	•	•
	なし		実施日		
第三者による評価の実施状況			評価機関名称		
			公田 の間二		
			結果の開示	開示の方法	生

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開・入居希望者に交付
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	公開していない

		ありの場合							
		開催頻	隻	年		2 回			_
運営懇談会	あり	構成員		管理者、	契約者	、入居者、	身元引受力		_
		なしの場合 措置の内容							
	あり	虐待防止対	策検討委	員会の定	E期的な	開催			
高齢者虐待防止のための取組の状	あり	指針の整備	i						
況	あり	定期的な研	修の実施						
	あり	担当者の配	置						
	あり	身体的拘束	等適正化	検討委員	会の開	崔			
	あり	指針の整備	i						
良体的物表の落てルゲの取組の単	あり	定期的な研	修の実施						
身体的拘束の適正化等の取組の状況 況	なし	緊急やむを 行為(身体	・得ない場 的拘束等	合に行う	身体的	拘束その他	の入居者の	つ行動を制限	Į-
	<i>(</i> 20					び時間、温		:	
	あり	感染症に関	する業務	継続計画	ij				
	あり	災害に関す	る業務網	続計画					
業務継続計画 (BCP) の策定状	あり	職員に対す	る周知の	実施					
况等	あり	定期的な研	修の実施						
	あり	定期的な訓	練の実施						
	あり	定期的な業	務継続計	画の見直	[L				
提携ホームへの移行	あり	ありの場合 ホーム名	の提携	事業者0	運営す	る有料老人	.ホーム、彡	ブループホー	- ,
個人情報の保護		っぴに弊社の また、この						を第三者に派 売します。	爾
緊急時等における対応方法	約者及び	(身元引受力	に事前に	確認する	5ことな	く救急医療	(機関、協)	判断した場合 力医療機関、 般送いたしる	
大阪府福祉のまちづくり条例に定 める基準の適合性	適合	不適合の場 の内容	合						
豊中市有料老人ホーム設置運営指 導指針「7. 規模及び構造設備」 に合致しない事項	なし								
合致しない事項がある場合の 内容									
「8. 既存建築物等の活用の 場合等の特例」への適合性	代替措置 等の内容								
不適合事項がある場合の入居 者への説明									
上記項目以外で合致しない事項	なし								
合致しない事項の内容									_
代替措置等の内容									_
									_

添付書類:	別添 1	事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧	* 表

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

別添3 特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表

別添4 介護報酬額の自己負担基準表

		内容、並びに を受けました		ービス等及	びその他のサー	ービスの提供事	業者を自由	に選択できる	ることについ
令和	年 (年)	月	日					
(入居者	-)								
住 所									
氏 名					様				
(入居者	代理人)								
住 所									
氏 名					様				

上記の重要事項の内容、	亚びに、	医療サービス等及びその他のサービスの提供事業者を目田に選択。	Ì
きることについて、入居者	、入居者	f代理人に説明しました。	

	令和	年 (年)	月	日
(事業者)					
説明者氏名					

(別添1) 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
	なし		
<介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>		·	
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

サービスの種類		ケア	プランに基づいて介護保険内で提供されるサービス	介護係	保険外で個別の希望等に基づき提供されるサービス	備考	
	サービスの種類	実施の有無	料金 ※1	実施の有無	料金 (税込) ※2	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
	食事介助	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	あり		自立の方で、緊急時必要と認められる場合は無料。	
	排せつ介助・おむつ交換	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	あり		自立の方で、緊急時必要と認められる場合は無料。	
介	おむつ代			あり	<u>実</u> 費		
護	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	あり		自立の方で、緊急時必要と認められる場合は無料。	
ĺ	特浴介助						
ビス	身辺介助(移動・着替え等)	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	あり		自立の方で、緊急時必要と認められる場合は無料。	
	機能訓練	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし			
	通院介助	なし		あり	(協力医療機関) 30分以降2,200円/時間 (協力医療機関以外) 2,200円/時間、交通費別途		
	居室清掃	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	あり	2,200円/30分(2名対応。リネン交換、ゴミ出し含む)	自立の方で、緊急時必要と認められる場合は無料。	
	日常の洗濯	なし		あり	550円/回		
生	居室配膳・下膳	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	あり	330円/回または 440円/回	自立の方:440円 介護保険をご利用の方:330円(体調不良等により必要と認められる場合を除く)	
活サ	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		あり	実費		
ĺ	おやつ			あり	実費		
ビス	理美容師による理美容サービス			あり	実費	外部からの訪問理美容。	
	買い物代行	なし		あり	2, 200円/時間	自立の方で、緊急時必要と認められる場合は無料。	
	役所手続代行	なし		あり	2, 200円/時間	自立の方で、緊急時必要と認められる場合は無料。	
	金銭・貯金管理	なし		あり	5,500円/月	上限20万円まで。	
健	定期健康診断	なし		あり	管理費に含む	年2回実施の機会を設ける。	
康管	健康相談	なし		あり	管理費に含む	随時対応。	
理サ	生活指導・栄養指導	なし		あり	管理費に含む	随時対応。	
l ビ	服薬支援	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	あり	分包2, 200円/月、与薬220円/回	自立の方で、緊急時必要と認められる場合は無料。	
ス	生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	なし		あり	管理費に含む	随時対応。	
入退	移送サービス	なし		なし			
院の	入退院時の同行	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	あり	(協力医療機関) 30分以降2,200円/時間 (協力医療機関以外) 2,200円/時間、交通費別途		
サー	入院中の洗濯物交換・買い物			あり	2, 200円/回		
ビス	入院中の見舞い訪問			あり	管理費に含む	必要に応じて対応。	

^{※1}利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。
※2ケアブランに定められた回数を超える分や個人の希望によるサービスは介護保険外サービス。

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(介護保険自己負担額)【自動計算】

当施設の地域区分単価 4級地 10.54円

利用者負担額は、1割を表示しています。

但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

但し、伝南で定める領以上の所待のある方は、2割文 基本費用			1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額			
要支援1		183	1, 928	193	57, 864	5, 787	介護予防特定施設入	
要支援 2		313	3, 299	330	98, 970	9, 897	所者生活介護の費用	
要介護1		542	5, 712	572	171, 380	17, 138		
要介護 2		609	6, 418	642	192, 565	19, 257	短期利用特定施設入	
要介護3		679	7, 156	716	214, 699	21, 470	居者生活介護【地域密着型も含む】も同	
要介護4		744	7, 841	785	235, 252	23, 526	額の費用	
要介護 5		813	8, 569	857	257, 070	25, 707		
			1日あたり (円)		30日あたり (円)			
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等	
個別機能訓練加算(I)	なし						1日につき	
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	なし						1月につき	
ADL維持等加算	なし						1月につき	
夜間看護体制加算	(II)	9	94	10	2, 845	285	1日につき	
協力医療機関連携加算	あり①	100	-	-	1, 054	106	1月につき	
看取り介護加算	(1)	72	758	76	-	-	死亡日以前31日以上 45日以下(最大15日	
		144	1, 517	152	-	-	死亡日以前4日以上 30日以下(最大27日 死亡日以前2日又は3	
21 4X 7 71 10X 711 97		680	7, 167	717	-	-	死亡日以前2日又は3 日(最大2日間)	
		1, 280	13, 491	1, 350	-	-	死亡日	
入居継続支援加算	なし						1日につき	
生活機能向上連携加算	なし						1月につき	
若年性認知症入居者受入加算	なし						1日につき	
科学的介護推進体制加算	なし						1月につき	
口腔・栄養スクリーニング加算	なし						1回につき	
退院・退所時連携加算	あり	30	316	32	9, 486	949	1日につき	
退居時情報提供加算	あり	250					1回につき	
認知症専門ケア加算	なし						1日につき	
高齢者施設等感染対策向上加算	なし						1月につき	
生産性向上推進体制加算	なし						1月につき	
新興感染症等施設療養費	なし						1日につき(1月1回連続す る5日間を限度)	
サービス提供体制強化加算	なし						1日につき	
介護職員等処遇改善加算	(II)	((介護予防) 特定施設力	人居者生活介	護+加算単位数	数)×12.2%		

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要) ※以下の要件全てに該当すること【要支援は除く】

②指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定居宅介護支援、指定介護券で、指定地域密着型介護予防サービスを表しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。 ②指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。 ③利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 ④家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。

ないこと。 ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の 期間が経過していること。

(加算の概要) ※以下の要件全てに該当すること

・ 個別機能訓練加算【短期利用(地域密着含む)は除く】

別機能訓練加鼻【短期利用(地域密着含む)は除く】 ①専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)を1名以上配置していること。(利用者の数が100を超える場合は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること) ※はり師・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。 ②利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

ADI維持等加算【要支援は除く】

①評価対象者の総数が十人以上であること

○評価対象者の総数が十人以上であること。②評価対象者与と関定して六月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。③評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が一以上であること。

・夜間看護体制加算(I)【要支援は除く】

①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ②夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しているこ

○○○
③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、 同意を得ていること。

・夜間看護体制加算(Ⅱ)【要支援は除く】

①夜間看護体制加算(I)の①及び③に該当すること。 ②看護職員により又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

協力医療機関連携加算【短期利用(地域密着含む)は除く】

①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保

※①、②の要件を満たす場合は100単位/月、それ以外の場合は40単位/月

・看取り介護加算【要支援と短期利用(地域密着含む)は除く】

①看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ているこ

こ。 ②医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ③看取りに関する職員研修を行っていること。

【対象となる利用者】
①医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した者。
②医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意をしている者を含む)。
③看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意をした上で介護を受けている者(その家族等が説明を受けた上で、同意をしている者の表となり。

で、同意をしている者を含む)

・入居継続支援加算(I)(I)【要支援は除く】

①社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であるこ

と。 ②社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ③介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること

個人員基準欠如に該当していないこと。 ※①又は②のいずれかに適合し、かつ、③及び④のいずれにも適合する場合は(I)、入居継続支援加算(I)の①又は②のいずれかに適合し、かつ、③及び④いずれにも適合する場合は(I)

生活機能向上連携加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして豊中市長に届け出た指定特定施設において、利用者に対して 機能訓練を行った場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして豊中市長に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。)に対して指 定特定施設入居者生活介護を行った場合。

科学的介護推進体制加算

①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労

働省に提出していること。 ②必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、①に規定する情報その 他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

・ロ腔・栄養スクリーニング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

・退院・退所時連携加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位するを加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

退居時情報提供加算

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所 者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

・認知症専門ケア加算(I) 【短期利用(地域密着含む)は除く】

②利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度ランクⅢ、IV又はMに該当する者。以下「対象者」という)の占める割合が50%以上であること。 ②認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修)を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は、1に当該対象者の数19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。 ③従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

・認知症専門ケア加算(Ⅱ)【短期利用(地域密着含む)は除く】

①認知症専門ケア加算 (I) の算定要件をいずれも満たすこと

②認知症介護の指導に係る専門的な研修(認知症介護指導者研修)を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケア

の指導等を実施していること。 ③介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの指導を関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定して いること。

· 高齢者施設等感染対策向上加算 (I)

①感染症法第6条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保して

②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協

る面がなが、場合でいる。 のでは、 の

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

①診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感 染制御等に係る実地指導を受けていること。

牛産性向上推進体制加算(I)

①生産性向上推進体制加算 (II) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。

③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

サービス提供体制強化加算(I)

①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること、または介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。 ②質の向上に資する取組を実施していること。

②人員基準欠如に該当していないこと。

・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。 ②人員基準欠如に該当していないこと。

・サービス提供体制強化加算 (皿)

①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること、または入居者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以

②人員基準欠如に該当していないこと。

介護職員処遇改善加算(I)~(V)

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、豊中市長に届け出 ること

(別添4)介護報酬額の自己負担基準表(地域区分別1単位の単価 4級地 10.54円)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

< 特定施設入居者生活介護費·特定施設入居者生活介護費>

19 年 19 日本 1	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)	
要 支 援 1	183 単位/日	57,864円	5,787円	11,573円	17,360円	
要 支 援 2	313 単位/日	98,970円	9,897円	19,794円	29,691円	
要 介 護 1	542 単位/日	171,380円	17, 138円	34, 276円	51,414円	
要 介 護 2	609 単位/日	192, 565円	19, 257円	38, 513円	57,770円	
要 介 護 3	679 単位/日	214,699円	21,470円	42,940円	64, 410円	
要 介 護 4	744 単位/日	235, 252円	23, 526円	47,051円	70,576円	
要 介 護 5	813 単位/日	257,070円	25,707円	51, 414円	77, 121円	

製化	<各種加算>									
新列級を設施と加速 (1) 20 単位/月 210円 21円 42円 63円 64円 65円 65円 65円 64円 65円		単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)				
AD L 技術等級 (1) 20 単位/月 316円 22円 64円 127円 190円 大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	個別機能訓練加算(I)	12 単位/日	3,794円	380円	759円	1,139円				
AD L 機 件等 場 (1)	個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 単位/月	210円	21円	42円	63円				
大の毎日書作物加算 (1) 18 年度/日 5,691円 570円 1,139円 1,788円 1,788円 2,848円 2,848円 100 甲位/月 1,044円 1,044円 1,044円 1,139円 2,277円 3,418円	ADL維持等加算 (I)	30 単位/月	316円	32円	64円	95円				
数方数等極端速度 (1) 9 単位/目 2.445円 106円 221円 317円 317円 317円 317円 106円 (1) 106円 11円 317円 317円 317円 317円 317円 317円 317円	ADL維持等加算 (II)	60 単位/月	632円	64円	127円	190円				
************************************	夜間看護体制加算 (I)	18 単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円				
ABBek大規和算(1) 3.6 単位/日 11.383円 1.139円 2.277円 3.413円	夜間看護体制加算 (Ⅱ)	9 単位/日	2,845円	285円	569円	854円				
2 単位/日 6,956円 696円 1,392円 2,087円 2	協力医療機関連携加算	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円				
生活機能向上連携加算(1)	入居継続支援加算 (I)	36 単位/日	11,383円	1,139円	2,277円	3,415円				
100 単位 月 1.054円 100円 21円 31円 31円 1.054円	入居継続支援加算 (Ⅱ)	22 単位/日	6,956円	696円	1,392円	2,087円				
	(個別機能訓練加算を算定する場合は 1月につき100単位)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円				
科学的介護推進体制加算 40 単位/月 421円 43円 85円 127円 127円 127円 127円 21円 42円 63円 127円 127円 121円 42円 63円 127円 121円 42円 63円 127円 121円 42円 63円 128円・通用等連携加算 250 単位/回 2,635円 264円 527円 791円 285円 285円 791円 350円 285円 190円 285円 350円 264円 527円 791円 285円 350円 350円 350円 350円 350円 350円 350円 35	(個別機能到謝加賀を覧定する場合は	200 単位/月	2,108円	211円	422円	633円				
10년 ・乗失 クリーニング加算 20 単位/回 210円 21円 42円 63円 30円 10년 ・乗失 クリーニング加算 2.846円 9.486円 9.499円 1.898円 2.846円 2.846円 2.635円 264円 527円 791円 285円 285円 285円 294円 190円 285円 380円 380円 380円 380円 380円 380円 38位 386	若年性認知症入居者受入加算	120 単位/日	37,944円	3,795円	7,589円	11,384円				
過能・当用特強機関第 (人居後30日以内)	科学的介護推進体制加算	40 単位/月	421円	43円	85円	127円				
近路線の日以内 1.888円 2.886円 349円 1.888円 2.846円 2.635円 264円 527円 791円 285円 285円 285円 285円 190円 285円 380円 386円 31円 31円 32円 32円 486円 486円 480円 480	口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位/回	210円	21円	42円	63円				
認知底等門ケア加算 (I) 3 単位/B 948円 95円 190円 285円 380円 285円 380円 380円 380円 380円 380円 380円 380円 380		30 単位/日	9,486円	949円	1,898円	2,846円				
認知底等門ケア加算(II) 4 単位/月 1,264円 127円 253円 380円 380円 3条約者施設等感味対策向上加算(II) 10 単位/月 105円 11円 21円 32円 32円 386者施設等感味対策向上加算(II) 5 単位/月 52円 6円 11円 11円 16円 16円 4 単位/月 1,054円 106円 211円 317円 4 単位/月 1,054円 106円 211円 317円 21円 32円 4 単位/月 105円 11円 21円 32円 32円 4 単位/月 105円 11円 21円 32円 32円 4 単位/月 6,956円 696円 1,392円 2,087円 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	退居時情報提供加算	250 単位/回	2,635円	264円	527円	791円				
高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10 単位/月 105円 11円 21円 32円 32円 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5 単位/月 52円 6円 11円 16円 16円 21円 317円 21円 317円 21円 317円 21円 317円 21円 32円 317円 21円 32円 317円 21円 32円 31円 31円 21円 32円 31円 31円 21円 32円 31円 31円 31円 31円 31円 31円 31円 31円 31円 31	認知症専門ケア加算 (I)	3 単位/日	948円	95円	190円	285円				
高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5 単位/月 52円 6円 11円 16円 16円 生産性向上推進体制加算(I) 100 単位/月 1,054円 106円 211円 317円 32円 サービス提供体制効策(II) 10 単位/月 105円 11円 21円 32円 2,057円 サービス提供体制強化加算(II) 22 単位/日 6,956円 696円 1,392円 2,057円 サービス提供体制強化加算(II) 18 単位/日 5,691円 570円 1,139円 1,708円 1・70円 380円 570円 570円 570円 570円 570円 570円 570円 57	認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 単位/日	1,264円	127円	253円	380円				
生産性向上推進体制加算(I) 100 単位/月 1,054円 106円 211円 317円 106円 11円 32円 32円 サービス提供体制強化加算(I) 22 単位/目 6,956円 696円 1,392円 2,087円 サービス提供体制強化加算(II) 18 単位/目 5,691円 570円 1,139円 1,708円 サービス提供体制強化加算(II) 6 単位/目 1,897円 190円 380円 570円 1,708円 サービス提供体制強化加算(II) 6 単位/目 1,897円 190円 380円 570円 380円 380円 380円 380円 380円 380円 380円 38	高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10 単位/月	105円	11円	21円	32円				
生産性向上推進体制加算(II) 10 単位/月 108円 11円 21円 32円 1・32円 1・1円 1・32円 2・4円 1・32円 3・4円 1・32円	高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5 単位/月	52円	6円	11円	16円				
サービス提供体制強化加算(I) 22 単位/目 6,956円 606円 1,392円 2,087円 サービス提供体制強化加算(II) 18 単位/目 5,691円 570円 1,139円 1,708円 サービス提供体制強化加算(III) 6 単位/目 1,887円 190円 380円 570円 程取り介護加算(I) 72 単位/目 788円月 76円/日 152円/日 228円/日 6を60円/日 1,57円/日 152円/日 228円/日 680円/日 1,57円/日 152円/日 228円/日 680円/日 1,57円/日 1,434円/日 2,151円/日 (天亡前日及7前を日) 680単位/日 7,167円/日 7,17円/日 1,434円/日 2,151円/日 (天亡前日及7前を日) 572 単位/目 1,3491円 1,350円 2,699円 4,048円 6取り介護加算(II) 680円/日 6,028円/日 603円/日 1,206円/日 1,800円/日 7款の円/旧 1,358円/日 2,037円/日 679円/日 1,358円/日 3,732円/日 68取り介護加算(II) 1,750円/日 1,358円/日 2,037円/日 679円/日 1,358円/日 3,732円/日 679円/日 1,37円 3,753円 5,629円 679円/日 1,877円 3,753円 3,753円 5,629円 679円/日 1,877円 3,753円 5,629円 679円/日 679円/日 679円/日 679円/日 1,877円 3,753円 5,629円 679円/日 679円/	生産性向上推進体制加算(I)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円				
サービス提供体制強化加算(II) 18 単位/日 5,691円 570円 1,139円 1,708円 サービス提供体制強化加算(III) 6 単位/日 1,897円 190円 380円 570円 看取り介護加算(I) 72 単位/日 758円/日 76円/日 152円/日 228円/日 78股クト護加算(II) (年に日息利日以上56日で) 144 単位/日 1,517円/日 152円/日 304円/日 456円/日 680 単位/日 7,167円/日 717円/日 1,434円/日 2,151円/日 717円/日 1,434円/日 2,151円/日 717円/日 1,434円/日 2,151円/日 717円/日 1,350円 2,699円 4,048円 6 20円/展加算(II) (年に日息利日以上5日以下) 572 単位/日 6,028円/日 603円/日 1,206円/日 1,809円/日 7股の/護加算(II) (年に日息利日以上5日以下) 644 単位/日 6,787円/日 679円/日 1,388円/日 2,037円/日 7股の/護加算(II) (年に日息利日以上5日以下) 644 単位/日 6,787円/日 679円/日 1,388円/日 2,037円/日 7股の/護加算(II) (年に日息利日以上5日以下) 1180 単位/日 第 1,244円/日 2,488円/日 3,732円/日 7股の/護加算(II) (年に日息月日以下6年日次付金) 1180 単位/日 第 1,244円/日 2,488円/日 3,732円/日 7月24日/日 1,809円/日	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 単位/月	105円	11円	21円	32円				
	サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日	6,956円	696円	1,392円	2,087円				
表記の今護加算(1)	サービス提供体制強化加算 (II)	18 単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円				
春取り介護加算(I) (14 単位/日 1.517円/日 152円/日 304円/日 456円/日 752円/日 152円/日 304円/日 456円/日 752円/日 1.434円/日 2.151円/日 2.151円/日 2.151円/日 1.434円/日 2.151円/日 2.151円/日 2.151円/日 1.434円/日 2.151円/日 3.752円/日 2.151円/日 2.151円/日 2.151円/日 2.151円/日 2.151円/日 2.151円/日 3.752円/日 2.151円/日 2.151円	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位/日	1,897円	190円	380円	570円				
144 年紀 1.51円/ 1 1.52円/ 1 1.52円/ 1 1.53円/ 1	看取り介護加算 (I) (死亡日以前31日以上45日以下)	72 単位/日	758円/日	76円/日	152円/日	228円/日				
SSS 単位 1.5077.1 1.777.1 1.4397.1 2.507.1 1.4397.1 1.4397.1 2.507.1 1.4397.1 2.507.1 1.4397.1 2.509.1 1.208.1 1.208.1 1.208.1 1.3491.1 1.350.1 2.699.1 4.048.	看取り介護加算 (I) (死亡日以前4日以上30日以下)	144 単位/日	1,517円/日	152円/日	304円/日	456円/日				
1,260年位 1,260年位 1,260年位 1,260円 1,260		680 単位/日	7,167円/日	717円/日	1,434円/日	2,151円/日				
GECCHEMBIELLEGIST) 37.4 年紀 月 0.02577.1 0.02577.1 1.25077.1 春取り介護加算(II) (ECCHEMBIGLEMBIST) 644 単位/目 6.787円/目 679円/目 1.358円/目 2.037円/目 春取り介護加算(II) (死亡前日及何仲 e1) 1180 単位/目 11.244円/目 2.488円/目 3.732円/目 春取り介護加算(II) (死亡日) 1.780 単位 18.761円 1.877円 3.753円 5.629円	看取り介護加算 (I) (死亡日)	1,280 単位	13, 491円	1,350円	2,699円	4,048円				
「RECERRIBLEDEDRYD 180 単位 1180 単位 18,761円 1,877円 2,488円 3,732円 1,730円 1,750円 1,750円 1,750円 1,750円 1,750円 1,750円 1,750円 1,750円 1,877円 3,753円 5,629円 1,750円 1,750円 1,750円 1,877円 1,87	看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前31日以上45日以下)	572 単位/日	6,028円/日	603円/日	1,206円/日	1,809円/日				
(民で前日及7前々日) 1180 単位/月 " 1,294円/月 2,498円/月 3,753円 5,629円 (民で前日及7前々日) 1,780 単位 18,761円 1,877円 3,753円 5,629円 (大変職員等処遇改善加算	看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前4日以上30日以下)	644 単位/日	6,787円/日	679円/日	1,358円/日	2,037円/日				
(死亡日) 1,780 平位 15,701円 1,611円 3,730円 介護職員等処遇改善加算		1180 単位/日	# # #	1,244円/日	2,488円/日	3,732円/日				
介護職員等処遇改善加算 (I) ~ (V)	看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日)	1,780 単位	18,761円	1,877円	3,753円	5,629円				
	介護職員等処遇改善加算 (I) ~ (V)	÷	÷	÷	=	-				

^{・1}か月は30日で計算しています。

要支援・要介護別介護報酬と自己負担

	介護報酬		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	自己負担	(1割の場合)							
		(2割の場合)							
		(3割の場合)							